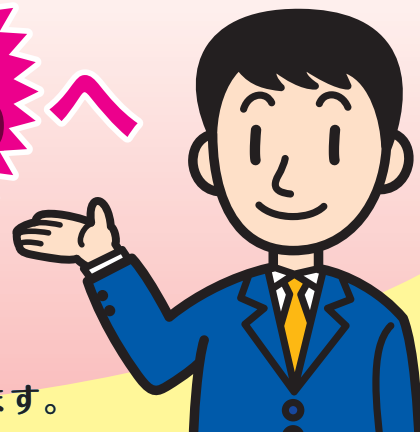


平成26年4月に8%へ 消費税率引上げに備えた 対策はお済みですか？



舞鶴商工会議所では、平成26年4月からの消費税率引上げに際し、
下記の通り業種別の消費税転嫁対策セミナーと個別相談会を開催します。

		タイトル	平成26年	時間	講師
セミナー	第1回	製造業のための 消費税転嫁対策セミナー	2月4日(火)	13:30~15:00	税理士 本井哲也氏
相談会	第2回	消費税転嫁対策 個別相談会	2月4日(火)	15:30~17:00	中小企業診断士 伊東伸氏
セミナー	第3回	建設業のための 消費税転嫁対策セミナー	2月5日(水)	13:30~15:00	税理士 山田忠雄氏
セミナー	第4回	卸売業のための 消費税転嫁対策セミナー	2月6日(木)	13:30~15:00	税理士 横山秋一氏
相談会	第5回	消費税転嫁対策 個別相談会	2月6日(木)	15:30~17:00	中小企業診断士 伊東伸氏
セミナー	第6回	小売業のための 消費税転嫁対策セミナー	2月7日(金)	13:30~15:00	税理士 上原正夫氏
セミナー	第7回	サービス業のための 消費税転嫁対策セミナー	2月12日(水)	14:30~16:00	税理士 片又昇氏
セミナー	第8回	飲食業のための 消費税転嫁対策セミナー	2月13日(木)	14:30~16:00	税理士 片又昇氏

場 所

舞鶴商工会議所

内 容

- 消費税転嫁対策特別措置法の概要
- 業種別の注意点

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入のうえ、舞鶴商工会議所宛てファクスまたは
E-mailでお申込みください。電話または郵送による申込も可能です。

問合せ・
申込先

舞鶴商工会議所

〒625-0036 京都府舞鶴市字浜66

TEL 0773-62-4600 FAX 0773-62-4933

無料
定員**30名**

E-mail: maizuru@kyo.or.jp

消費税転嫁対策セミナー・個別相談会参加申込書

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、当該事業の実施・運営にのみ使用します。

申込日	平成 年 月 日		
事業所名	住所	〒	
参加者名	電話番号		
	FAX番号		
参加希望回数	下記の回数に○印を付してください。第2回および第5回は個別相談会です。これらにお申し込みの方には、 1社30分程度で、ご来所時間の調整をさせていただきます。 第1回 ・ 第2回(相談会) ・ 第3回 ・ 第4回 ・ 第5回(相談会) ・ 第6回 ・ 第7回 ・ 第8回		

消費税率引上げ対策チェックリスト

今回の消費税率引上げは、価格転嫁ができなければ、利益の縮減等経営に大きな影響を及ぼします。下記のチェックリストをご確認のうえ、対策を行いましょう。

☐ **取引先から消費税率引上げ分を減額してくれと要請されたらどうしよう？**

⇒新たに消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買ったたき等)を取締まる法律が成立し、平成25年10月1日から施行されました。^(※)

☐ **お客様に商品の本体価格が分かるような価格表示にしたい！**

⇒総額表示義務が緩和され、外税表示や税抜価格の強調表示が平成25年10月1日から認められています。^(※)

☐ **消費税率引上げにあわせ、「消費税還元セール」を行っても大丈夫？**

⇒消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが平成25年10月1日から禁止されました。^(※)

☐ **消費税率引上げ後も、旧税率(5%)が適用される契約(経過措置)について、詳しく知りたい！**

⇒契約の時期、内容など一定要件を満たす取引については、平成26年4月の税率引上げ以後も、旧税率が適用になる場合があります。

☐ **消費税率引上げに備えて、経営の見直しを行いたい！**

⇒新税率を踏まえた価格戦略、原価や財務の見直し等は早めの対策が必要です。

(※)平成25年6月5日に国会で成立した転嫁対策特別措置法(「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」)により以下の施策が講じられます。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- ③価格の表示(外税表示、税抜価格の強調表示)に関する特別措置
- ④消費税の転嫁カルテル及び表示カルテルに関する特別措置

上記に当てはまる事業者は、舞鶴商工会議所までご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

舞鶴商工会議所

〒625-0036 京都府舞鶴市字浜66 TEL 0773-62-4600 FAX 0773-62-4933